

第 6498 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 12日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 地方税における新型コロナ対応税制

Q : 新型コロナに対応する地方税の特例には、どのようなものがありますか？

A : 次のような制度があります。

【解説】

新型コロナに対応する地方税の特例には、次のようなものがあります。

- ① 新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例
- ② 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例
- ③ 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例
- ④ 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の拡大等による申告期限の延長の取扱いについて
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症等に係る自動車税(軽自動車税)環境性能割の臨時的軽減の延長

※地方税は、各都道府県及び市区町村において異なる取扱いをすることがありますので、確認するようにしてください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】